

10kW以上太陽光発電設備の調達価格（4/1～6/30）の

適用に関するお知らせ

- 利潤配慮期間の調達価格を適用するためには、6月末までに国の設備認定を取得するとともに、当社との接続契約を締結することが必要です。
- 6月末までの接続契約を希望される低圧の太陽光発電設備（10kW以上50kW未満）のお客さまは、契約手続きの関係上、遅くとも5月末までに接続契約の申込みをいただきますようお願いいたします。ただし、5月末までの申込みに対し、接続契約の締結を約するものではありません。
- 高圧・特別高圧のお客さまにつきましては、低圧の契約手続きと比べ手続きに期間を要することを、予めご了承ください。
- 調達価格が変わることへのお客さまへの影響を鑑み、5月15日以降、6月30日までは設備認定通知書の提出がなくても、一旦、接続契約の申込みを受領させていただきます。ただし、接続契約の締結は、設備認定通知書（写）のご提出後となります。

今般、固定価格買取制度による国民負担を可能な限り抑えるべく、設備コストの低下が進む太陽光発電設備について、発電事業者に過剰な利益が発生しないよう、コスト構造が最終決定する時点で可能な限り近い時点で調達価格を決定するよう見直しがあり、この4月より調達価格の決定時期が、従来の『「設備認定日」と「接続契約申込日」のいずれか遅い方』から、『「変更認定日」と「接続契約締結日」のいずれか遅い方』に変更となりました。

また、10kW以上の太陽光発電設備の平成27年度の調達価格は、利潤配慮期間である制度開始から3年が経過することから、以下のとおりとなっております。

	平成26年度	平成27年度 <u>(4/1～6/30)</u>	平成27年度 <u>(7/1～)</u>
調達価格（税抜）	32円/kWh	29円/kWh	27円/kWh

<調達価格の適用に係る留意事項>

(1) 10kW以上50kW未満の低圧太陽光発電設備について

利潤配慮期間の調達価格を適用するためには、6月末までに国の設備認定を取得するとともに、当社との接続契約を締結する必要があります。10kW以上50kW未満の低圧太陽光発電設備は、特別高圧や高圧の同設備と比べ、比較的短期間で契約手続きを進めておりますが、連系希望地点付近の系統状況等によっては、契約手続きに時間を要する場合がございます。可能な限り契約手続きの迅速化に努めますが、6月末にかけての接続契約申込みの増加を考慮すると、契約手続きに1ヶ月程度の処理期間が必要となることが見込まれます。

これを踏まえ、6月末までの接続契約を希望される場合は、書類不備のない状態で、遅くとも5月末までに接続契約の申込みをいただきますようお願いいたします。また、申込みをいただいても、大規模な系統工事が必要で契約手続きに1ヶ月以上の期間を要する場合や、複数台試験が必要な場合でその成績書の提出がない場合、非認証PCSでの申込みで必要な書類が提出されない場合等は、6月末までに接続契約が締結できないおそれがありますので、予めご了承ください。

(2) 高圧・特別高圧太陽光発電設備について

接続検討（標準処理期間2～3ヶ月）の後、接続契約の申込み（同時申込みの場合は意思表明書）

を提出いただき契約手続きを行うことから、(1)の低圧太陽光発電設備以上に契約手続きの処理期間が必要となりますので、上記取扱いの対象外となる旨、予めご了承ください。

<設備認定通知書の取扱いに係る留意事項>

(1) 10kW以上の太陽光発電設備について

従来より、接続契約の申込み(同時申込みの場合は意思表示書の提出)時に設備認定通知書(以下、認定書)の提出が無い場合、受付をお断りしておりますが、調達価格が変わることへのお客さまへの影響を鑑み、5月15日以降、6月30日までは認定書の提出がなくても、一旦、接続契約の申込みを受領させていただきます。ただし、認定書を提出いただけない場合は、再エネ特措法に基づく接続契約が締結できないことから、6月末までの接続契約を希望される場合は、6月末まで、かつ、できる限り速やかに認定書を提出いただきますようお願いいたします。

7月以降につきましては、調達価格への影響がないことや再エネ発電設備に係る手続き全般の効率的な運用のため、また接続枠確保の優先順位の先押さえを防止するため、接続契約の申込み時には、認定書の提出を必須とさせていただきます。

(2) (1)以外の再エネ発電設備について

6月末をもって調達価格が変わらないことから、従来どおり、接続契約の申込み時には認定書の提出を必須とさせていただきます。

以上